

地方行政制度



目次

- 憲法と地方自治
- 総論(地方公共団体の種類、事務等)
- 議会
- 執行機関
- 監査
- 直接請求等

資料は主に総務省作成
資料、地方制度調査会
提出資料より作成

憲法と地方自治



「地方自治」の根拠や由来、憲法上の位置づけに関する論争

① 固有权説

② 伝來說

→学説は一般に伝來說を支持。

→地方自治という制度を、憲法上、わが国の統治の仕組みの一部として位置づけ、「制度的に保障する」こととされた。

日本国憲法における地方自治に関する各規定の意義

① 地方自治の本旨(憲法第92条)

- ・ 地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、国の法律で定めることを明らかにしている。(＝法律の留保)

② 地方公共団体の組織(憲法第93条)

- ・ 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

③ 地方公共団体の権能(憲法第94条)

- ・ 団体自治の原理の具体化として、地方公共団体の権能を定める。
- ・ 自治行政権「行政を執行する権能」

※憲法第65条「行政権は、内閣に属する。」についての内閣法制局長官答弁
「憲法94条の自治体の行政執行権を「除いた」のが、内閣の行政権である。

- ・ 自治立法権; 条例制定権は、憲法に根拠。

④ 地方自治特別法(憲法第95条)

- ・ 「一の地方公共団体のみに適用される特別法」(地方自治特別法)は、「その地方公共団体の住民の投票」で「過半数の同意」が必要であることを規定。
- ・ 住民投票の具体的な手続きは自治法 § 261 及び § 262 に規定。
- ・ 住民投票にかからしめる趣旨
 - 1) 特定の地方公共団体だけを特別に取り扱い、地方公共団体の平等性を侵すおそれがあること。
 - 2) 住民の意思に反して、特定の地方公共団体の権能や住民の権利義務が変更されるおそれがあること。
- ・ これまでに15の法律があるが、昭和26年以降の実例なし

ex. 広島平和記念都市建設法(昭和24年7月7日投票)、熱海国際観光温泉文化都市建設法(昭和25年6月26日投票)、
軽井沢国際親善文化観光都市建設法(昭和26年7月18日投票)

日本国憲法（抄）

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

（参考）日本国憲法起草時におけるマッカーサー草案（昭和21年2月13日）

CHAPTER VIII

Local Government

Article LXXXVI. The Governors of prefectures, the mayors of cities and towns and the chief executive officers of all other subordinate bodies politic and corporate having taxing power, the members of prefectural and local legislative assemblies, and such other prefectural and local officials as the Diet may determine, shall be elected by direct popular vote within their several communities.

Article LXXXVII. The inhabitants of metropolitan areas, cities and towns shall be secure in their right to manage their property, affairs and government and to frame their own charters within such laws as the Diet may enact.

Article LXXXVIII. The Diet shall pass no local or special act applicable to a metropolitan area, city or town where a general act can be made applicable, unless it be made subject to the acceptance of a majority of the electorate of such community.

【外務省訳文】

第八章 地方政治

第八十六条 府県知事、市長、町長、徴税権ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ下級自治体及法人ノ行政長、府県議会及地方議会ノ議員並ニ国会ノ定ムル其ノ他ノ府県及地方役員ハ夫レ夫レ其ノ社会内ニ於テ直接普通選挙ニ依リ選挙セラルヘシ

第八十七条 首都地方、市及町ノ住民ハ彼等ノ財産、事務及政治ヲ処理シ並ニ国会ノ制定スル法律ノ範囲内ニ於テ彼等自身ノ憲章ヲ作成スル権利ヲ奪ハルルコト無カルヘシ

第八十八条 国会ハ一般法律ノ適用セラレ得ル首都地方、市又ハ町ニ適用セラルヘキ地方的又ハ特別ノ法律ヲ通過スヘカラス但シ右社会ノ選挙民ノ大多数ノ受諾ヲ条件トスルトキハ此ノ限ニ在ラス

地方公共団体の組織及び運営に関する制度の体系

日本国憲法

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」（第92条）

憲法により、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱は、法律で定めること、及びその法律の内容は「地方自治の本旨」に基づかなければならないこととされている。

地方自治法

「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」（第1条）

＜主な規定事項＞

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ・ 国と地方公共団体の役割分担の原則 | ・ 議会 |
| ・ 地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則 | ・ 執行機関の構成と事務・権能等 |
| ・ 地方公共団体の種類と性格、事務・権能、名称、区域等 | ・ 財務 |
| ・ 住民及び住民の権利・義務 | ・ 国等の関与等のあり方及び係争処理等 |
| ・ 条例及び規則 | |

＜地方自治法以外の基本的一般的事項を定める法律＞

- ・ 公職選挙法
- ・ 地方公務員法
- ・ 地方財政法
- ・ 地方税法
- ・ 地方交付税法
- ・ 住民基本台帳法 等

＜特定の行政分野に関する法律＞

- ・ 地方公営企業法
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- ・ 警察法
- ・ 消防組織法
- ・ 農業委員会等に関する法律 等

地方自治の本旨とは

- 「住民自治」と「団体自治」の二つの要素

- 住民自治

地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素

→ 93条

- 団体自治

地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的・地方分権的要素

→ 94条



総論



地方公共団体の種類

地方自治法 § 1－3、§ 8、§ 252－19、§ 252－22、§ 252－26－3

普通地方公共団体 ※その組織、事務、権能等が一般的、普遍的なもの。	都道府県	
	市町村	指定都市要件：人口50万以上の市のうちから政令で指定
		中核市要件：人口30万以上の市の申出に基づき政令で指定
		特例市要件：人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定
		その他の市要件：人口5万以上ほか
		町村
特別地方公共団体	特別区 ※大都市の一体性及び統一性の確保の観点から導入されている制度	
	地方公共団体の組合 財産区 地方開発事業団 ※特定の目的のために設置されるもの	

普通地方公共団体

- 市町村

基礎的な地方公共団体（法 § 2③）

住民に最も身近な普通地方公共団体であり、住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に任務とする

- 都道府県

市町村を包括する広域の地方公共団体（法 § 2⑤）

都道府県の区域の変遷

1868年 政体書布告、府藩県三治の制

1869年 版籍奉還

1871年 廃藩置県 3府306県→3府72県
府県統廃合

1888年 香川県設置 1道3府43県

1943年 都制施行 1都1道2府43県

1947年 地方自治法施行 1都1道2府42県

1972年 沖縄県復帰 1都1道2府43県

市町村数の変遷①

1888年 M21 71,314

「明治の大合併」

市制町村制の施行に伴い、行政上の目的(教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理)に合った規模と自治体としての町村の単位(江戸時代から引き継がれた自然集落)との隔たりをなくすために、町村合併標準提示(明治21年 6月13日 内務大臣訓令第352号)に基づき、約300～500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。

1889年 M22 市39 計15,859

1922年 T11 市91 町1,242 村10,982 計12,315

1945年 S20 市205 町1,797 村 8,518 計10,520

市町村数の変遷②

- 「昭和の大合併」

戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のため規模の合理化が求められた。

昭和28年の町村合併促進法（第3条「町村はおおむね、8000人以上の住民を有するのを標準」）及び昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目途」とする町村合併促進基本計画（昭28年10月30日 閣議決定）の達成を企図。

なお、約8000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。

昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。

- 1947年(S22) 10,505 → 1961年(S36) 3,472

市町村数の変遷③

・「平成の大合併」の背景とポイント

1. 地方分権の推進

- 地方でできることは地方で
- 住民に最も身近な市町村について、規模・能力の充実が大切

2. 少子高齢化の進展

- 人口減少社会に突入
- 少子高齢化に対応した、サービス提供・専門スタッフが必要

3. 広域的な行政需要が増大

- 日常生活圏(通勤、通学、買い物等)の拡大に応じた、市町村の拡大が必要

4. 行政改革の推進

- 極めて厳しい財政状況。国・地方とも、より簡素で効率的な行財政運営が必要 →更なる行政改革の推進

基礎自治体である市町村の
規模・能力の充実、行財政
基盤の強化が必要

市町村合併の推進

地方分権の推進等の中で、与党の「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」との方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進

市町村数の変遷④

平成11年3月31日
3232

▲1505

平成22年3月31日
1727

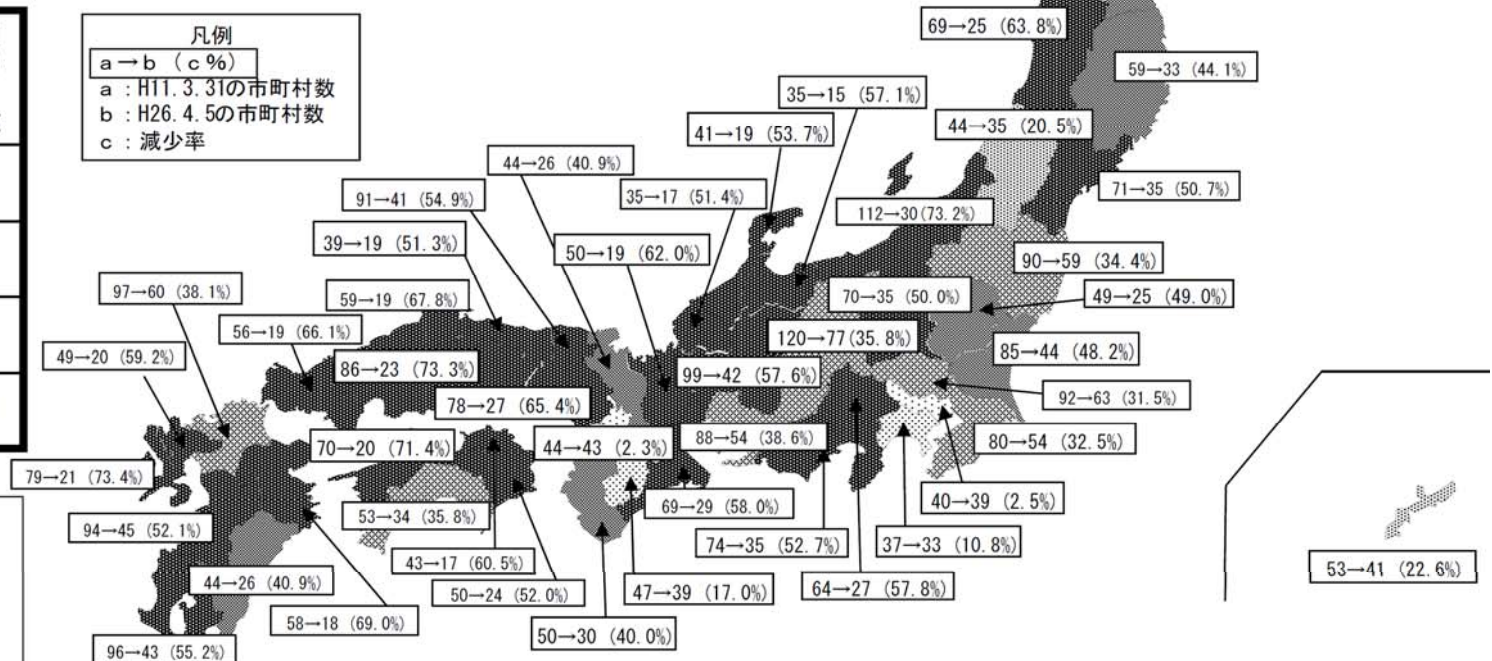
▲9

平成26年4月5日
1718

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H22.3.31	H26.4.5
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,727	1,718
人口1万人未満	—	—	1,537	457	480
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	69,067	69,332
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	215.4	216.7

	合併 件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下 (改正前)	61 (156)	95
新法下 (改正後)	7 (16)	9
計	649 (2,163)	1,514

凡例
a→b (c%)
a : H11. 3. 31の市町村数
b : H26. 4. 5の市町村数
c : 減少率



※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

道州制について①

(西尾勝)

- 政治主導の道州制論議

←「平成の大合併の進展」による

①市町村合併の進展による市町村数の減少

②政令市、中核市、特例市の増加

③条例による事務の移譲

○第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(H18.2.28)

- 市町村合併の進展等による影響

- 都道府県の区域を越える広域行政課題の増大

- 地方分権改革の確かな担い手

→現行の都道府県のままで社会経済情勢の変化に対応が可能か

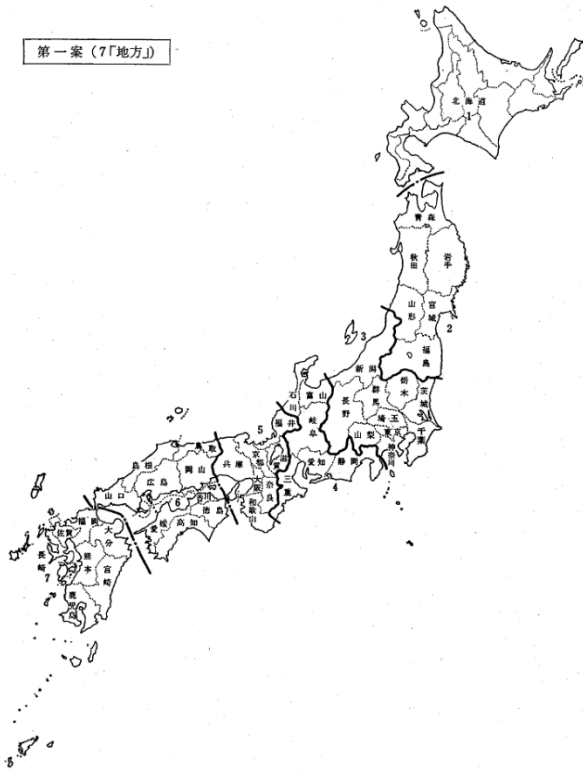
道州制について②

－これまでの道州制の議論（政府）

- 「州庁」設置案（行政制度審議会、1927年）
- 地方総監府（1945年）
- 「広域地方行政制度に関する諸案」
（行政調査部、1948年）
- 「行政事務再配分に関する第2次勧告」
（地方行政調査委員会議、1951年）
- 「地方制度の改革に関する答申」
（第4次地方制度調査会、1957年）
- 「府県合併に関する答申」
（第10次地方制度調査会、1965年）
都道府県合併特例法案（1966年他国会提出、廃案）

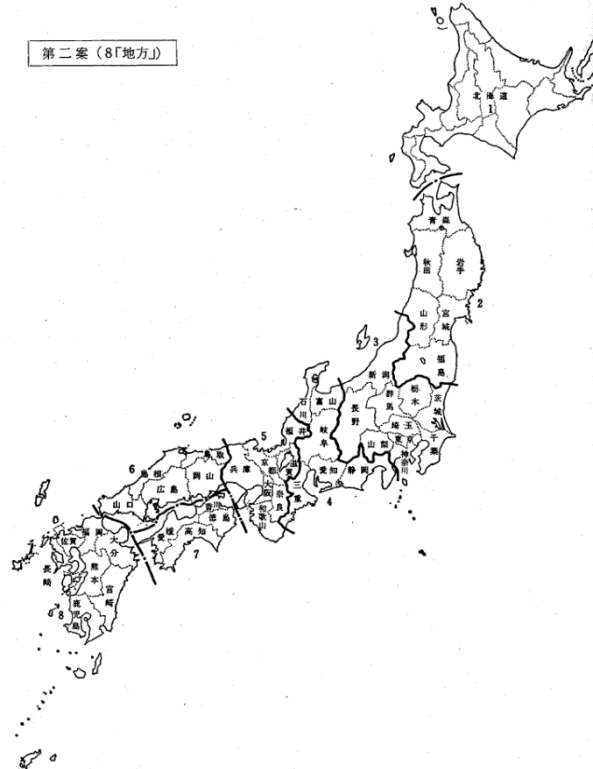
第4次地方制度調査会答申(区割)

第一案(7「地方」)



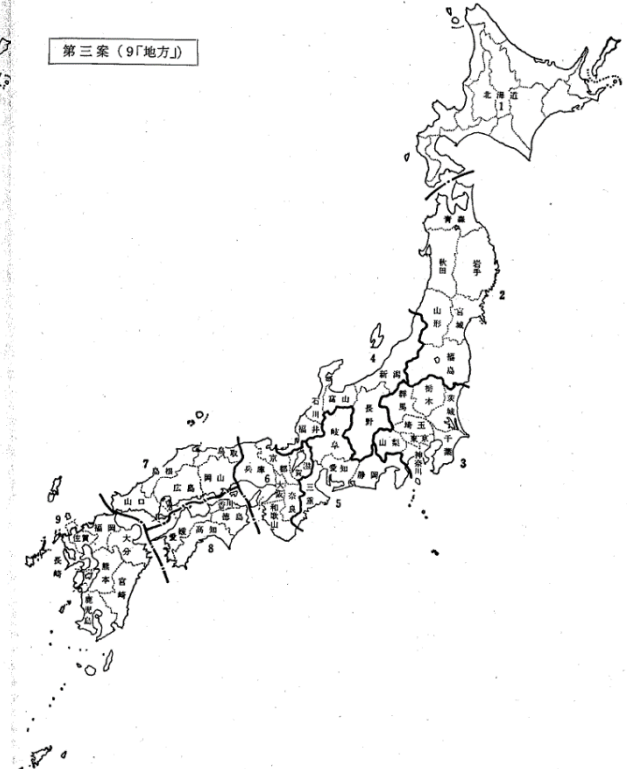
(備考) 新潟、長野、福井、三重の諸県またはその一部の区域の所屬については、なお、検討を要する。

第二案(8「地方」)



(備考) 新潟、長野、福井、三重の諸県またはその一部の区域の所屬については、なお、検討を要する。

第三案(9「地方」)



(備考) 新潟、長野、岐阜、福井、三重の諸県またはその一部の区域の所屬については、なお、検討を要する。

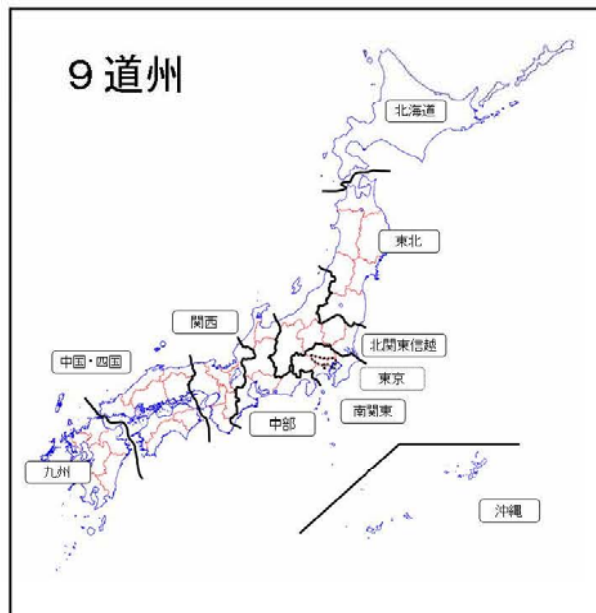
地方制度調査会答申

- 第27次地方制度調査会答申(2003.11.13)
 - 都道府県の自主合併手続きの整備 →H16(2004)自治法改正
 - 二層制を前提、都道府県を廃し、広域自治体としての道州を設置
 - 機関委任事務の復活を否定
 - 連邦制を否定

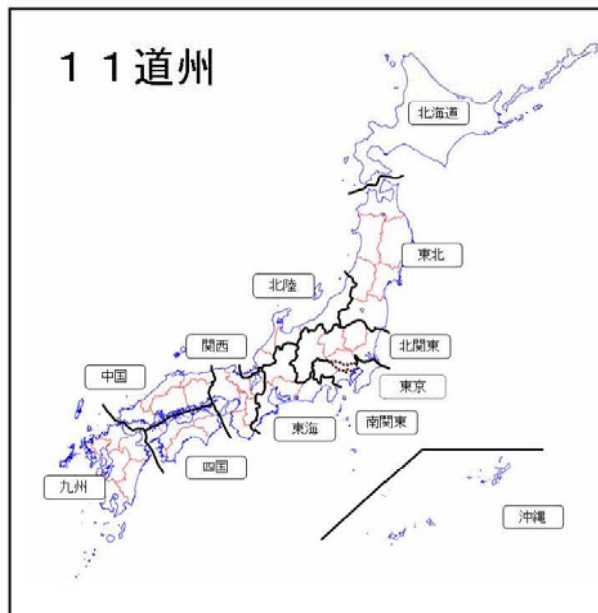
- 第28次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」(2006.2.28)
 - 道州制検討の方向
 - ① 地方自治を充実強化、② 自立的で活力ある圏域の実現、③ 国と地方を通じた効率的な行政システム構築
 - 道州制の基本的な制度設計
 - ① 広域自治体として都道府県に代えて道州を置く。道州及び市町村の二層制。
 - ② 道州の区域
 - ③ 道州への移行は 原則として全国同時。ただし、関係都道府県と国の協議により先行して移行できる。
 - ④ 都道府県の事務は大幅に市町村に移譲し、道州は広域事務を担う役割。国(特に地方支分部局)の事務は、できる限り道州に移譲。
 - ⑤ 執行機関としての長と、議決機関としての議会を置く。長と議員は道州の住民が直接選挙。長の多選は禁止。
 - ⑥ 税財政制度;適切な税源移譲。偏在度の低い地方税体系を実現。適切な財政調整制度を検討。

区域例(28次地制調答申)

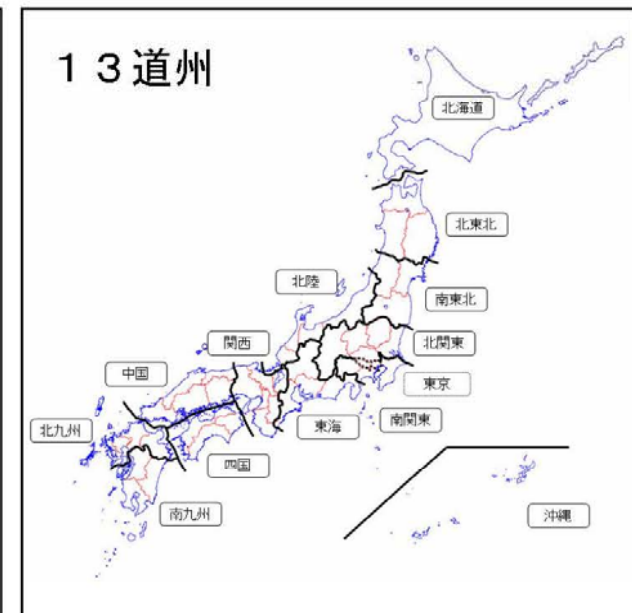
【区域例－1】



【区域例－2】



【区域例－3】



道州制について③

一道州制構想の諸類型(西尾勝)

1. 連邦制国家を構成する単位国家としての「州」「邦」「共和国」等を想定している構想
2. 国の直下に位置する国の第一級地方総合出先機関を想定している構想 (地方総監府)
3. 国の第一級地方総合出先機関としての性格と広域自治体としての性格とを併せ持つ融合団体を想定している構想 (第4次地制調)
4. 都道府県よりも原則として広域の、都道府県と並存する新しいもう一層の広域自治体を想定している構想
5. 都道府県に代わる新しい広域自治体を想定している構想 (第27次及び第28次地制調)

道州制について④ 一道州制をめぐる最近の動き

- 道州制特区推進法(2006.12.13) 北海道を道州制の特別モデル区域と位置づけ
- 道州制ビジョン懇談会の設置(2007.2) →2010.2廃止
「道州制の導入時期および工程表については、最終報告書で明示するが、おおむね10年後、2018年までに道州制に完全移行すべきである」と考える。」(中間報告)
- 自民党「道州制基本法案(骨子案)」(2012.9.5)
 - 都道府県を廃止して道州を設置
 - 市町村の区域を基礎として基礎自治体を設置
 - 道州と基礎自治体の二層制
 - 国の役割を極力限定して、内政に関わる事務を道州に移譲、都道府県の事務は基礎自治体へ移譲
- 全国知事会
 - 道州制は、真の分権型社会を実現するためのものであって、国の都合による行財政改革や財政再建の手段では決していない。また、道州制の議論にかかわらず、地方分権改革を着実に推進しなければならない。(2007.1)
 - 基本法案には、道州制の必要性、理念や姿が具体的かつ明確に示されなければならない。その上で、国の出先機関の廃止や中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であることが明記されるべき。(2013.7)
- 全国市長会
 - 基礎自治体の権能拡大に伴い市町村合併が前提となることへの懸念や、地方分権改革が停滞することへの懸念
 - 我々の声をよく聞いて地方分権改革を推進すべき
- 全国町村会
 - ① 地方分権の名を借りた新たな集権体制を生み出す
 - ② 税源が豊かで、社会基盤が整っている大都市圏への集中を招き、地域間格差は一層拡大する
 - ③ 道州における中心部と周縁部の格差も広がり、道州と住民との距離が遠くなり、住民自治が埋没する懸念がある
 - ④ 道州制の導入により市町村合併がさらに強制されれば、農山漁村の住民自治は衰退の一途をたどり、ひいては国の崩壊につながるとして強く反対

都道府県と市町村の事務

- 「地域における事務」及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理(法 § 2②)
- 原則
市町村優先の原則、補完性の原則
- 都道府県
市町村を包括する広域の地方公共団体として、次の事務を処理する。
 - 1) 広域にわたる事務(広域事務)
 - 2) 市町村に関する連絡調整の事務(連絡調整事務)
 - 3) その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められる事務(補完事務)
- 市町村
都道府県が処理するものとされるものを除き、一般的に、事務を処理する。

市と町村の主な相違点

		市	町村
要件		○ 人口5万人以上 ○ 当該市の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の6割以上 ○ 商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上 ○ 以上のほか都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を備えていること (法 § 8 ①) 〔 ※ 合併市町村については、市となるべき要件は、人口3万人以上のみ《市町村の合併の特例に関する法律第7条》 〕	【町の要件】 ○ 都道府県の条例で定める町としての要件を備えていること ⇒ 市街地要件、商工業従事者要件などを定めている例が多い。 (法 § 8 ②) 【村の要件】 なし
事務	生活保護	福祉事務所を設置し、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。 (社会福祉法 § 14、生活保護法 § 19)	福祉事務所を設置する町村においては、生活保護法に基づく保護の決定等の事務を行う。
	都市計画	知事が都市計画区域を指定し、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。 (都市計画法 § 5)	<u>知事が指定する都市計画区域を有する場合</u>、当該区域内における都市計画決定の事務を行う。

指定都市・中核市・特例市の概要

区分	指定都市	中核市	特例市
要件	・人口50万以上の市のうちから政令で指定 (人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市を指定)	・人口30万以上の市の申請に基づき政令で指定	・人口20万以上の市の申請に基づき政令で指定
事務配分の特例	・次頁のとおり	・次頁のとおり	・次頁のとおり
関与の特例	・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	・福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	・なし
行政組織上の特例	・区の設定 ・区選挙管理委員会の設置 等	・なし	・なし
財政上の特例	・地方揮発油譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正) ・宝くじの発売 等	・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)	・地方交付税の算定上所要の措置 (基準財政需要額の算定における補正)
決定の手続	・政令で指定	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要	・市からの申出に基づき、政令で指定 ・市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ・都道府県が同意する場合には議会の議決が必要

地方公共団体の主な役割分担の現状

道府県	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
	・麻薬取扱者(一部)の免許 ・精神科病院の設置 ・臨時の予防接種の実施	・保育士、介護支援専門員の登録 ・身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置	・小中学校学級編制基準、教職員定数の決定 ・私立学校、市町村立高等学校の設置認可 ・高等学校の設置管理	・第一種フロン類回収業者の登録 ・公害健康被害の補償給付	・都市計画区域の指定 ・市街地再開発事業の認可 ・指定区間の1級河川、2級河川の管理	・警察(犯罪捜査、運転免許等)
指定都市	・精神障害者の入院措置 ・動物取扱業の登録	・児童相談所の設置	・県費負担教職員の任免、給与の決定	・建築物用地下水の採取の許可	・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理	
中核市	・保健所の設置 ・飲食店営業等の許可 ・温泉の利用許可 ・旅館業・公衆浴場の経営許可	・保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ・身体障害者手帳交付	・県費負担教職員の研修	・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可 ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理	・屋外広告物の条例による設置制限 ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	
特例市				・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理	・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ・土地区画整理組合の設立の認可	
市町村	・市町村保健センターの設置 ・健康増進事業の実施 ・定期の予防接種の実施 ・結核に係る健康診断 ・埋葬、火葬の許可	・保育所の設置・運営 ・生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理) ・養護老人ホームの設置・運営 ・障害者自立支援給付 ・介護保険事業 ・国民健康保険事業	・小中学校の設置管理 ・幼稚園の設置・運営 ・県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定	・一般廃棄物の収集や処理 ・騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)	・上下水道の整備・管理運営 ・都市計画決定(上下水道等関係) ・都市計画決定(上下水道等以外) ・市町村道、橋梁の建設・管理 ・準用河川の管理	・消防・救急活動 ・災害の予防・警戒・防除等 (その他) ・戸籍・住基

指定都市の区(地方自治法によるもの)

＜地方自治法第252条の20、施行令第174条の43等＞

- ・法人格:なし
- ・区 長(事務所の長):置く(職員のうちから長が命ずる)
- ・事務所:置く(必要があると認めるときはその出張所を置く)
- ・選挙管理委員会、農業委員会、区会計管理者を置く
- ・区地域協議会を置くことができる(構成員は区の区域内の住民から長が選任。任期は4年以内で条例で定める期間)
 - ※区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる
 - ※区地域協議会を置く指定都市は、その一部の区の区域に地域自治区を設置することができる
- ・事 務:①個別法に基づき処理することとされている事務
②市長の権限に属する事務を分掌させるもの
 - (①の例)
 - ・戸籍事務
 - ・住民基本台帳事務
 - ・選挙管理委員会関係事務(選挙事務、国民審査事務、国民投票事務 等)
 - ・農業委員会関係事務(農地の権利移動制限に関する事務 等)
 - ・市町村税の犯則事件に関する差押等の事務
 - (②の例(団体により異なる))
 - ・諸証明関係事務
 - ・国民健康保険関係事務
 - ・介護保険関係事務
 - ・国民年金関係事務
 - ・埋火葬許可関係事務

大阪都構想について①

- 大阪府と大阪市を解体して新大阪都に
- 大阪市内の24区は、中核市並みの権限と財源を持つ5つの特別区に再編
- 都は大阪全体の成長戦略や景気対策・雇用対策、インフラ整備などの広域行政
- 特別区は基礎自治体として教育や医療、福祉などの住民サービス
- 「分権化」「集権化」「民営化」の3本の柱

大阪都構想の3つの柱 分権化

大阪都構想の3つの柱 集権化

地域密着の住民サービスへ

新しい区役所では、住民サービス向上のために
様々な地域の声を反映できるようにします。

【特別区イメージ】



現在の区役所の組織を強化して、中核市レベルに拡充します。

新・広域自治体(大阪都)

大都市大阪にふさわしい成長と発展を持続できるように
戦略・政策を一つにまとめた「強い大阪」を実現します。

大阪都の主な仕事とは…



大阪都構想の3つの柱 民営化

公務員経営からの脱却

民営化によるムダのない経営により
利益を生み税収を増やします。
また競争を生み出しサービスの向上を図ります。

民営化でこうなる！

民営化による効率的な経営がなされた場合、
6,200億円が資本価値(株式の価値)であると
試算されています。

(平成18年12月 大阪交通局)



「体制維新—大阪都」文春新書、橋下徹・堺屋太一著
大阪維新の会HP より

大阪都構想について②

一二重行政の弊害とは一

大阪府と大阪市の関係

府と市の事業領域

広域行政を大阪府と大阪市で担当。
重複する事業が発生し、二重行政へ。



時間のムダ。



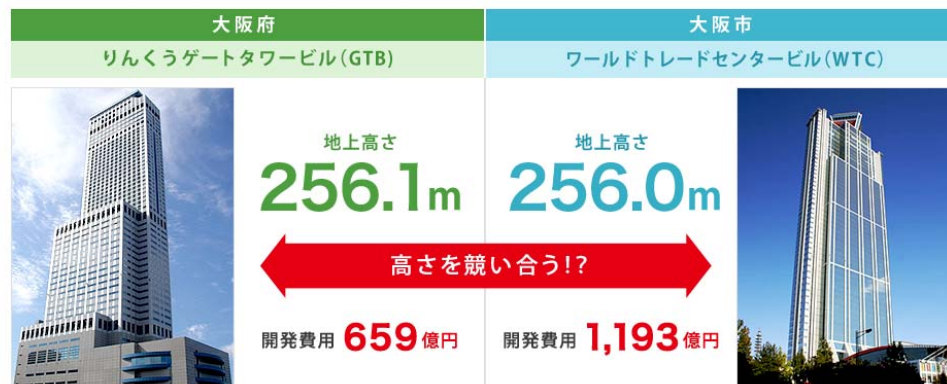
さまざまな事業に
府と市、二つの組織が
関わっている

物事を進めるのに
時間がかかる

お金のムダ

01 象徴的な事例

府市それぞれでベイエリア開発を行い、
双方とも経営破たん。



大阪府は
巨大すぎる

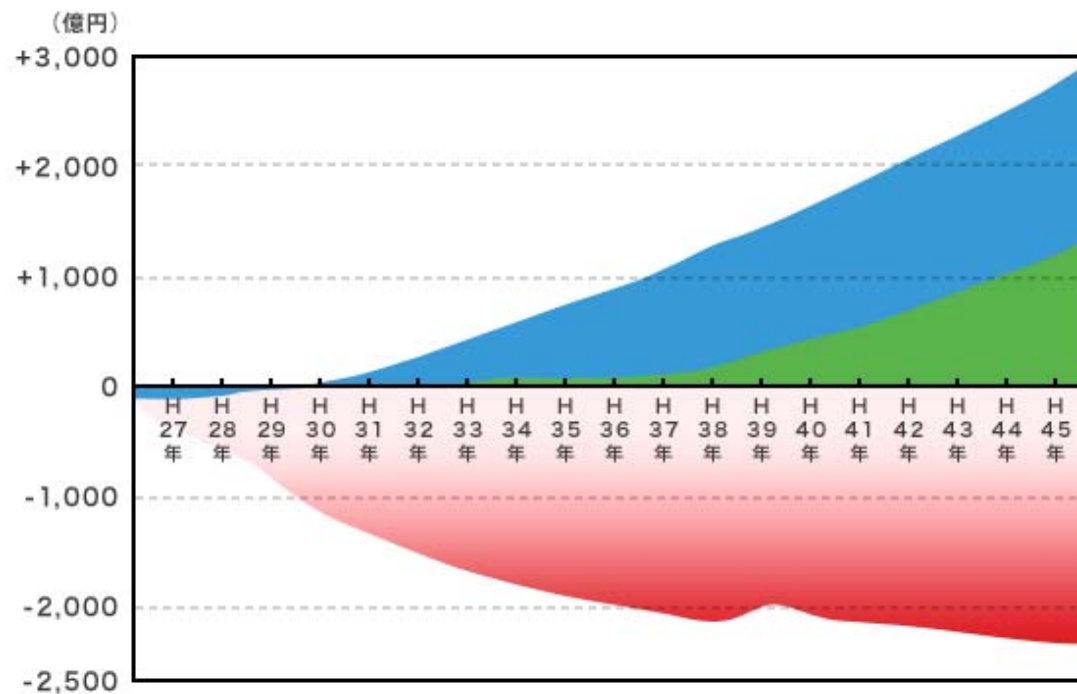
職員は、全市域を対象とした
行政サービスを
行わなければならない

各地区の実情と
ビジョンに通じた人材が
育ちにくい

大阪都構想について③ —二重行政解消による効果—

二重行政解消による効果

たとえば5区案(北・中央区分離)で財政シミュレーションすると…



再編効果額

平成45年までに、
約2917億円が見込める。

活用可能財源

平成45年までに、
新たに約1375億円が生まれる。

現状維持

都構想が実現しないと、平成45年までに、
約2323億円の赤字になる。

毎年の約300億円～400億円の通常収支不足が解消されるだけでなく、
さらに、新たに生み出される財源は累計で**1,400億円**に近づきます。

この財源で大阪の住民サービスを充実します。



第30次地方制度調査会答申(H23.6.25)

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」のポイント

資料1

①大都市制度の改革

◎指定都市制度の改革

・「二重行政の解消」

- ・都道府県から指定都市への事務移譲(35事務など、例:都市計画区域マスタープランの決定権限、県費負担教職員の給与負担)とこれに伴う税源配分の見直し(税源移譲や税交付金など)
- ・都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の裁定等の創設

- ・「都市内分権」による住民自治の強化(条例で区役所の事務を規定、区長の役割を強化(人事・予算等)、区長を特別職にすることを可能に(市長が議会同意を得て選任))

○特別区制度の他地域への適用(大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象)

- ・「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点を明示(例:特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないように特に留意、事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本)

地域	指定都市
北海道	札幌市(191万)
東北	仙台市(104万)
関東	横浜市(368万)、川崎市(142万)、さいたま市(122万)、千葉市(96万)、相模原市(71万)
北陸	新潟市(81万)
中部	名古屋市(226万)、浜松市(80万)、静岡市(71万)
近畿	大阪市(266万)、神戸市(154万)、京都市(147万)、堺市(84万)
中国	広島市(117万)、岡山市(70万)
四国	
九州	福岡市(146万)、北九州市(97万)、熊本市(73万)
沖縄	

※括弧内はH22年人口国勢調査人口



凡例

■ : 指定都市 ● : 特別区

○中核市、特例市制度

- ・現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提)

○特別市(仮称)(全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外)

- ・二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による懸念など、更に検討が必要

○都区制度(特別区(23区、895万))

- ・都から特別区への更なる事務移譲を検討
- ・社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

1. 指定都市制度の見直し

○ 区の役割の拡充

- ・ 区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする（第252条の20第2項関係）
- ・ 市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを処理させるため、区に代えて総合区を設け、議会の同意を得て選任される総合区長を置くことができることとする（第252条の20の2関係）

○ 指定都市都道府県調整会議の設置

- ・ 指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする（第252条の21の2関係）
- ・ 指定都市の市長又は都道府県知事は、協議を調えるため必要と認められるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員の意見に基づき、必要な勧告を行うよう申し出ることができることとする（第252条の21の3関係）

大都市地域における特別区の設置に関する法律

○大都市地域における特別区の設置に関する法律
(平成24年法律第80号)

- 一、人口二百万以上の指定都市等
- 二、関係市町村及び関係道府県は、特別区設置協議会を設置
- 三、特別区設置協定書は、特別区の設置に関し必要な事項を記載。事務分担、税源の配分、財政の調整の在り方に関し政府が措置を講ずる必要があるときは、あらかじめ総務大臣に協議
- 四、特別区設置協定書につき、関係市町村・道府県議会の承認
- 五、関係市町村において、特別区の設置について投票
- 六、全ての関係市町村で有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請
- 七、申請に基づき、総務大臣が特別区を設置
必要があれば、法制上の措置

法案成立後の流れ



2012.8.29 産経新聞より

特別区の変遷

1878年(明11)	郡区町村編制法の下で、麹町区、神田区、日本橋区等15区を置く
1889年(明22)	市制町村制が施行され、15区の範囲に東京市を設置(約64km ²)
1922年(大11)	東京都市計画区域決定(1市(東京市)・84町村の区域。半径4里(約16km)の円内で、中心から約1時間以内に到達できる地域が目安)
1932年(昭7)	周辺5郡82町村を東京市に編入し、これを改編して新たに20区を設置し、それまでの15区と合わせて35区に(約479km ² に)
1936年(昭11)	2村(北多摩郡千歳村・砧村)を世田谷区に編入(約535km ² 。埋立等を除き、ほぼ現在の区域に)
1943年(昭18)	東京都制が施行され、都の35区となる
1946年(昭21)	地方制度調査会の答申(区は人口10万~30万を基準とすること)
1947年(昭22)3月	35区を22区に整理統合(埋立等により、当時の面積は約572km ²)
同年5月	地方自治法施行
同年8月	板橋区から練馬区が分離して23区に
現在	埋立等により、面積は約622km ²



15区
(明11~)



35区
(昭7~)



23区
(昭22.8~)

都区制度の沿革

昭和18年7月 東京都制施行

- 東京府・東京市を廃し、府の区域をもって東京都を設置
- 東京都の機能は、従来の府・市の機能を合わせたもの
- 都長官（官吏）が都を統括
- 区には、条例・規則制定権、課税権、起債権なし
- 区長は、官吏

昭和21年9月 東京都制改正

- 都長官・区長は公選
- 区に、条例・規則制定権、都条例による区税の課税権、起債権を付与

昭和22年5月 地方自治法制定

- 区は、特別区になり、特別地方公共団体として位置付け
- 特別区に、原則として市に関する規定を適用
- 都知事・特別区の区長は、引き続き直接公選

昭和27年8月 地方自治法改正

- 特別区を都の内部的団体に位置付け（都が基礎的な地方公共団体）
- 区長公選制を廃止（区議会が都知事の同意を得て選任）

昭和39年7月 地方自治法改正

- 都の福祉事務所等を特別区へ移管
- 特別区に、地方税法上の課税権を付与

昭和49年6月 地方自治法改正

- 区長公選制を復活
- 都が行う保健所設置市の事務を特別区へ移管
- 都からの配属職員制度の廃止

平成10年5月 地方自治法改正 (平成12年4月1日施行)

- 特別区は、基礎的な地方公共団体として、都が処理するものを除き、一般的に市町村が処理する事務を処理
- 都から特別区への事務の移譲（一般廃棄物の収集・運搬・処分等）
- 特別区の廃置分合・境界変更の手続の改正（特別区の申請による）
- 都知事から特別区長への事務委任の義務付け、都知事の指揮監督の規定の廃止
- 都区財政調整制度の改正（調整財源の法定化、都の総額補填の廃止等）
- 入湯税の特別区への移譲

都区制度の概要

1. 制度の趣旨

都区制度は、東京都の特別区の存する区域において、人口の高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて、都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を除いた上で、一般的に市が処理するものとされている事務を特別区が処理することとするものである。

2. 事務配分の特例

都は、都道府県が処理する事務のほか、特別区に関する連絡調整に関する事務、市町村の事務のうち都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。

- ・ 上水道の整備、管理運営
- ・ 一般廃棄物処理施設の設置の許可
- ・ 産業廃棄物処理業の許可等
- ・ 都市計画の決定（上下水道・電気ガス供給施設・産業廃棄物処理施設・市場・と畜場等に関するもの）
- ・ 公共下水道の整備・管理運営
- ・ 消防に関する事務

3. 都区財政調整制度

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が法定の都税（市町村民税（法人分）・固定資産税）の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を図るもの。（右図）（平成22年4月1日現在）

①調整税・調整率

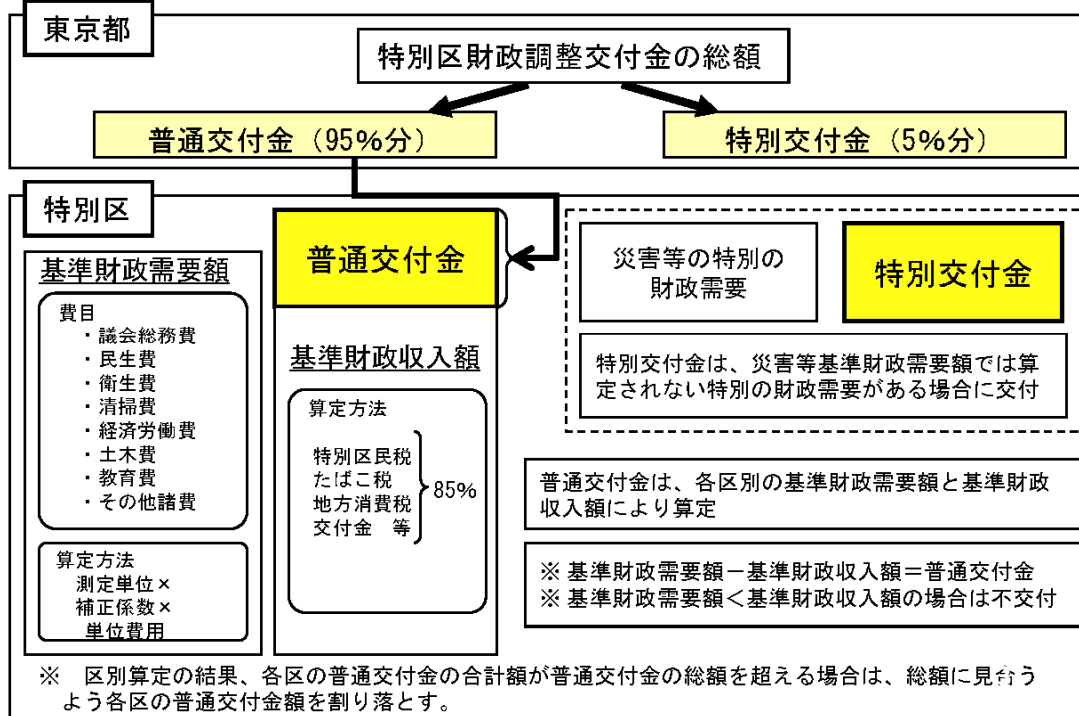
調整税 × 調整率（100分の55）

= 特別区財政調整交付金の総額

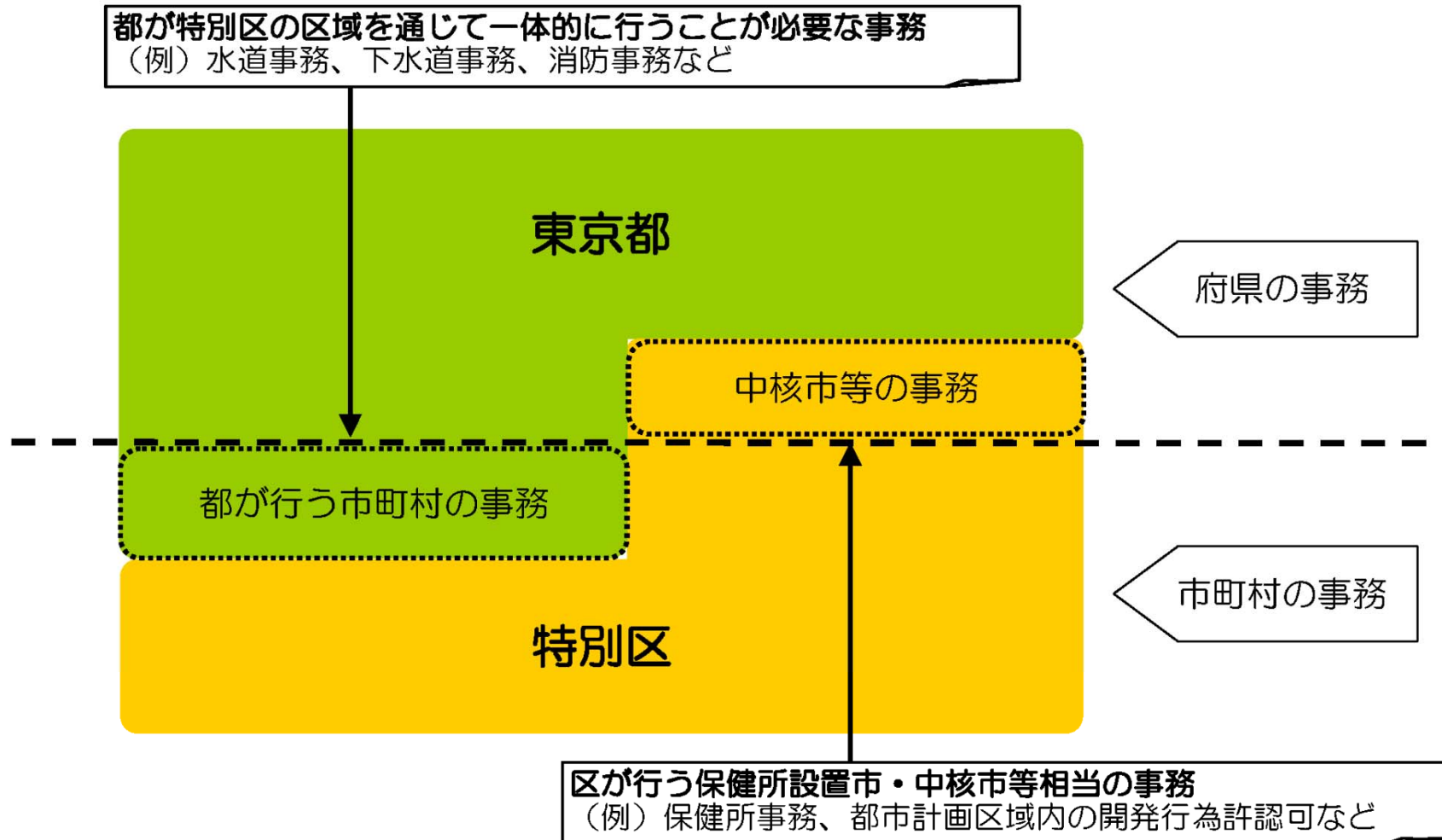
※ 都に留保された調整税（45%）については、消防費、都市計画事業（下水道、公園整備等）等の財源として充てられる。

	都が課税	特別区が課税
普通税	市町村民税（法人分） 固定資産税	市町村民税（個人分） 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税
目的税	事業所税 都市計画税	入湯税

②特別区財政調整交付金

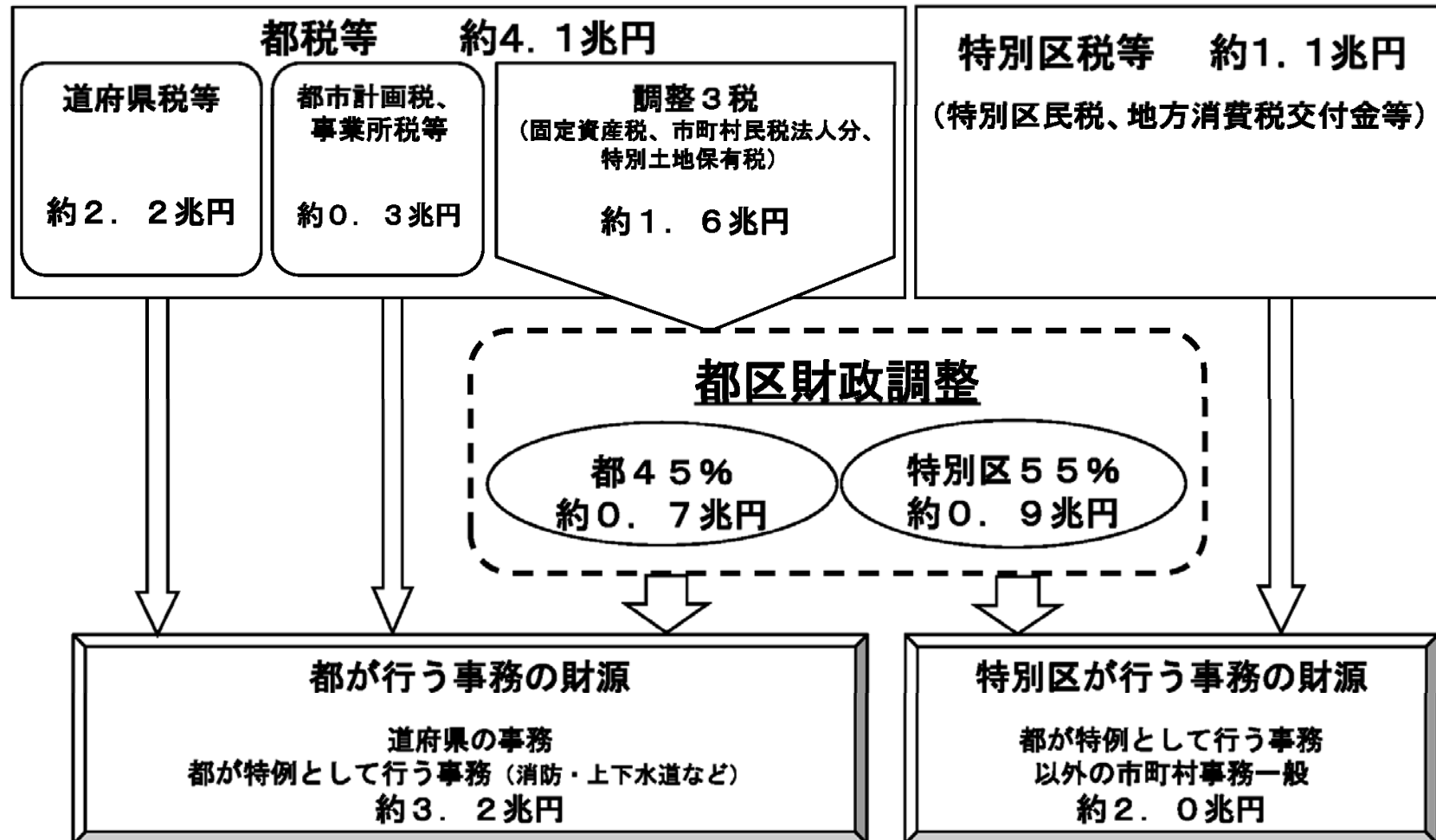


東京都と特別区との事務配分イメージ



都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※平成22年度決算額(一般財源ベース)



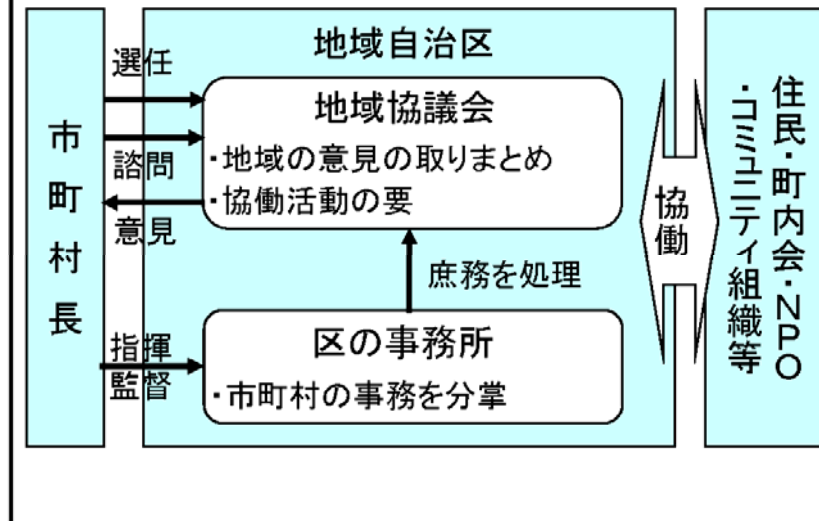
※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。
※「都税等」のうち地方消費税は清算後の額としている。

地域自治組織の比較

地域自治区（地方自治法によるもの）

＜地方自治法202条の4等＞

- ・法人格：なし
- ・事務所の長：職員をもって充てる
- ・事務所：置く
- ・期 限：なし
- ・地域協議会を置く（構成員は長が地域自治区の区域内の住民から選任。任期は4年以内で条例で定める期間）
※地域自治区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる
- ・事 務：市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの
（例）
 - ・各種窓口事務
 - ・地域振興関係事務
 - ・コミュニティ関係事務



合併時の特例

地域自治区（現行合併特例法等によるもの）

＜合併特例法第23条等＞

- ・法人格：なし
- ・区 長：事務所の長に代えて置くことができる（長が識見を有する者から選任。特別職。任期は2年以内で市町村の協議で定める期間）
- ・事務所：置く
- ・期 限：市町村の協議で定める期間
- ・地域協議会を置く（構成員は長が地域自治区の区域内の住民から選任。任期は4年以内で市町村の協議で定める期間）
※地域自治区に係る事項について審議し、市町村長等に意見を述べるができる
- ・事 務：市町村長の権限に属する事務を分掌させるもの
（例）
 - ・各種窓口事務
 - ・地域振興関係事務
 - ・コミュニティ関係事務

合併特例区（現行合併特例法等によるもの）

＜合併特例法第26条等＞

- ・法人格：あり（特別地方公共団体）
- ・区 長：置く（長が市町村長の被選挙権を有する者から選任。特別職。任期は2年以内で規約で定める期間）
- ・事務所：置く
- ・期 限：5年以内で規約で定める期間
- ・合併特例区協議会を置く（構成員は長が合併特例区の区域内の住民で市町村議会議員の被選挙権を有する者から、規約で定める方法により選任。任期は2年以内で規約で定める期間）
※合併特例区に係る事項について審議し、市町村長等又は区長に意見を述べるができる
※合併特例区を設ける区域については、地域自治区を設置しないことができる
- ・事 務：規約で定めるもの
（例）
 - ・公の施設の設置管理事務
 - ・地域振興関係事務
 - ・コミュニティ関係事務



地域審議会・地域自治区・合併特例区の設置状況

平成26年4月1日現在

◇地域審議会 → 177団体(645審議会)

◇地域自治区(一般制度) → 15団体(145自治区)

◇地域自治区(合併特例) → 30団体(65自治区)

◇合併特例区 → 2団体(3特例区)

(参考)平成11年4月1日～平成26年3月31日までの市町村合併件数 648件

財産区

- 市区町村の一部で財産又は公の施設の管理又は処分をする権能を有するもの
- 市制町村制施行当時からある制度。昭和の大合併の際にも、合併の円滑化のために活用された。
- 原則として、固有の議会、執行機関を持たない。

ただし、必要があると認めるときは、知事は、議会の議決を経て市区町村の条例を設定し、財産区の議会又は総会を設けることができる。

また、市区町村は、条例で、財産区に財産区管理会を設けることができる。

※財産区管理会—住民意思反映のための審議会。市区町村長から委任を受けて、財産等の管理をすることができる。

財産区の現状（平成24年4月1日現在）

- 4,019区（452市町村）

- 内訳

山林 1,908、墓地 608、用水路・沼地 712、

宅地 217、原野 262、その他の土地 270

公民館 7、上水道 2、その他 33

- 機関等

管理会 1,787、議会 658、総会 21、機関設けず 1,553

- 地域分布

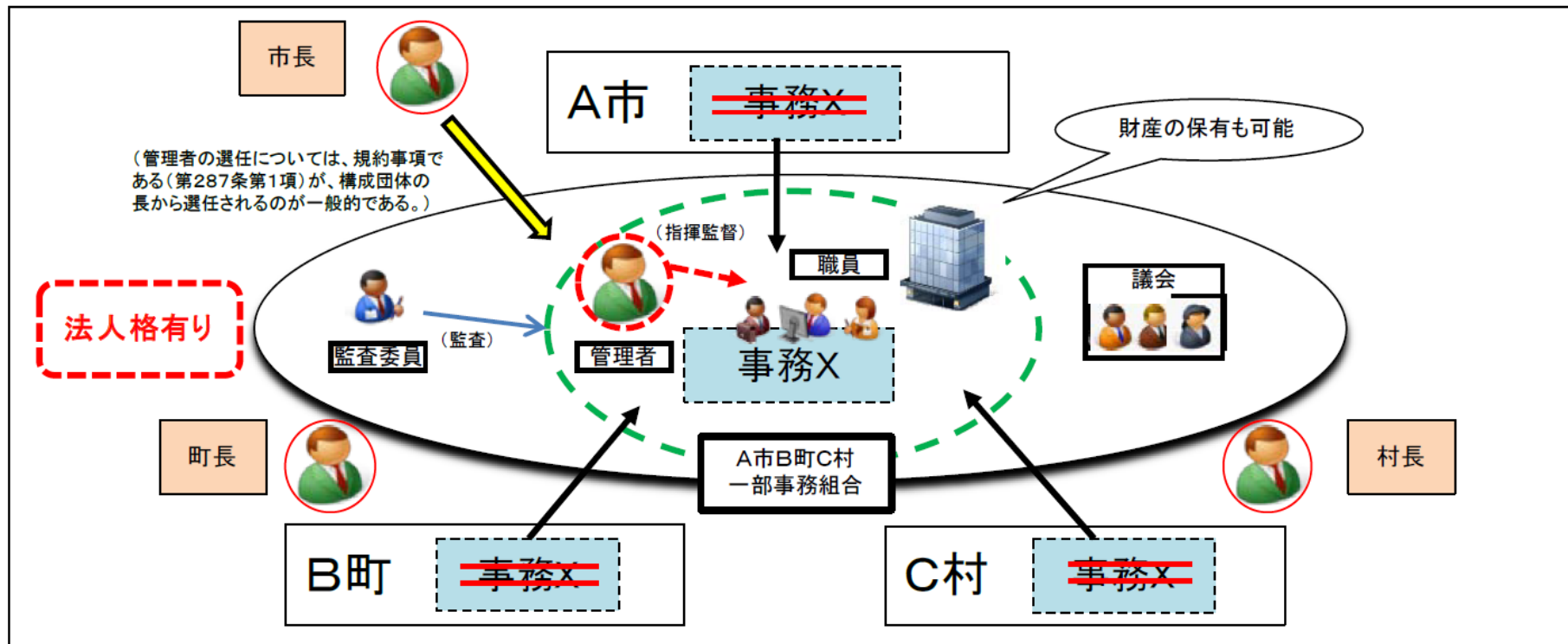
市町村数 大阪府31、長野県29、福島県・静岡県・兵庫県24

区数 大阪府660区、兵庫県518区、岡山県432区

現行の事務の共同処理制度

共同処理制度	制度の概要
法人の設立を要しない簡便な仕組み 協議会 機関等の共同設置 事務の委託	地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。
別法人の設立を要する仕組み 一部事務組合 広域連合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

一部事務組合



○ 根拠条文

地方自治法第284条～第291条

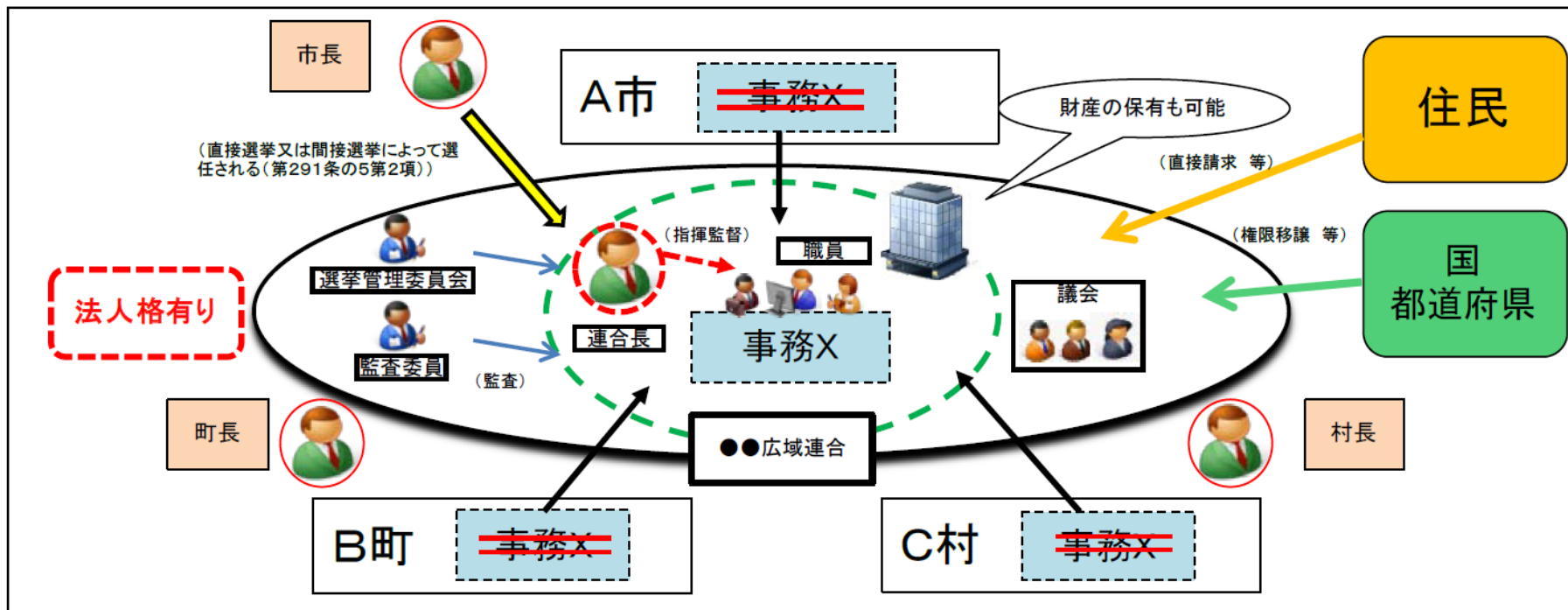
○ 財源

① 負担金② 手数料③ その他(地方債など)

※税による収入はなし。

交付税は、構成団体に対して交付。

広域連合



○ 根拠条文

地方自治法第291条の2～第291条の13

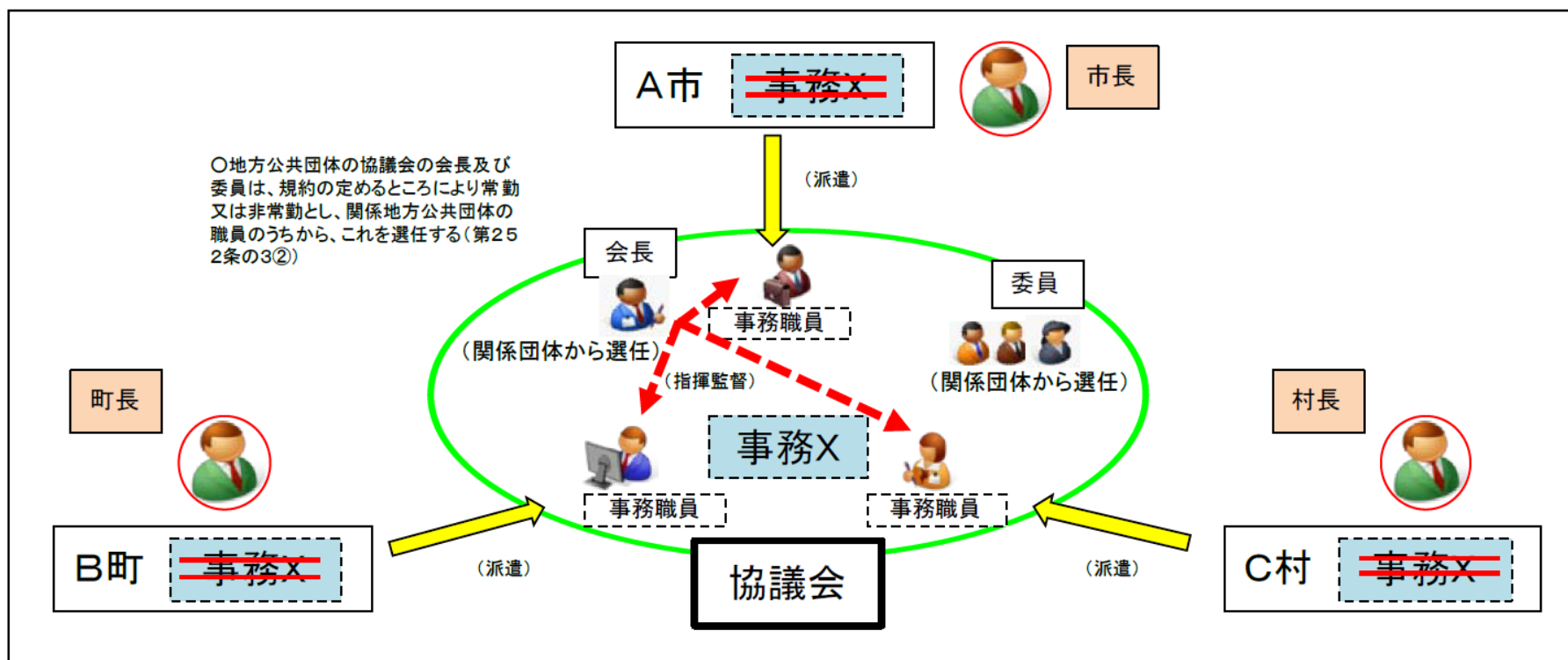
○ 財源

① 負担金② 手数料③ その他(地方債など)

※税による収入はなし。

交付税は、構成団体に対して交付。

協議会



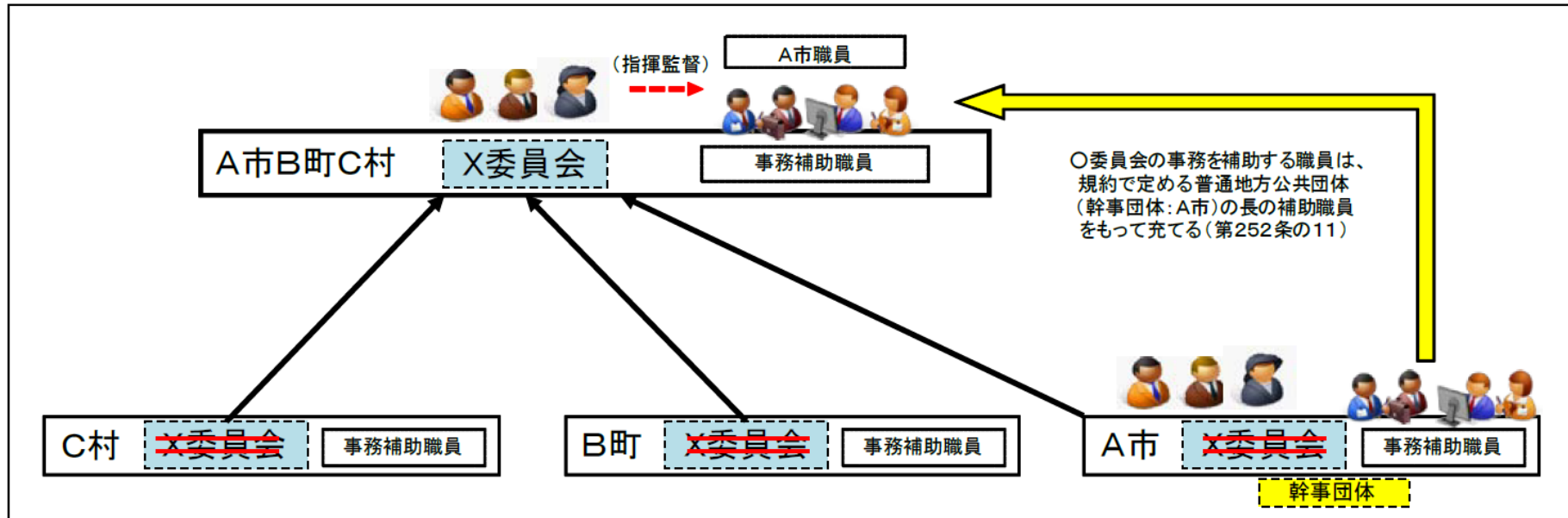
○ 根拠条文

地方自治法第252条の2～第252条の6

○ 財源

協議会の経費は、関係普通地方公共団体が負担・支弁し、その方法は規約で定める。

機関等の共同設置(委員会の共同設置)



○ 根拠条文

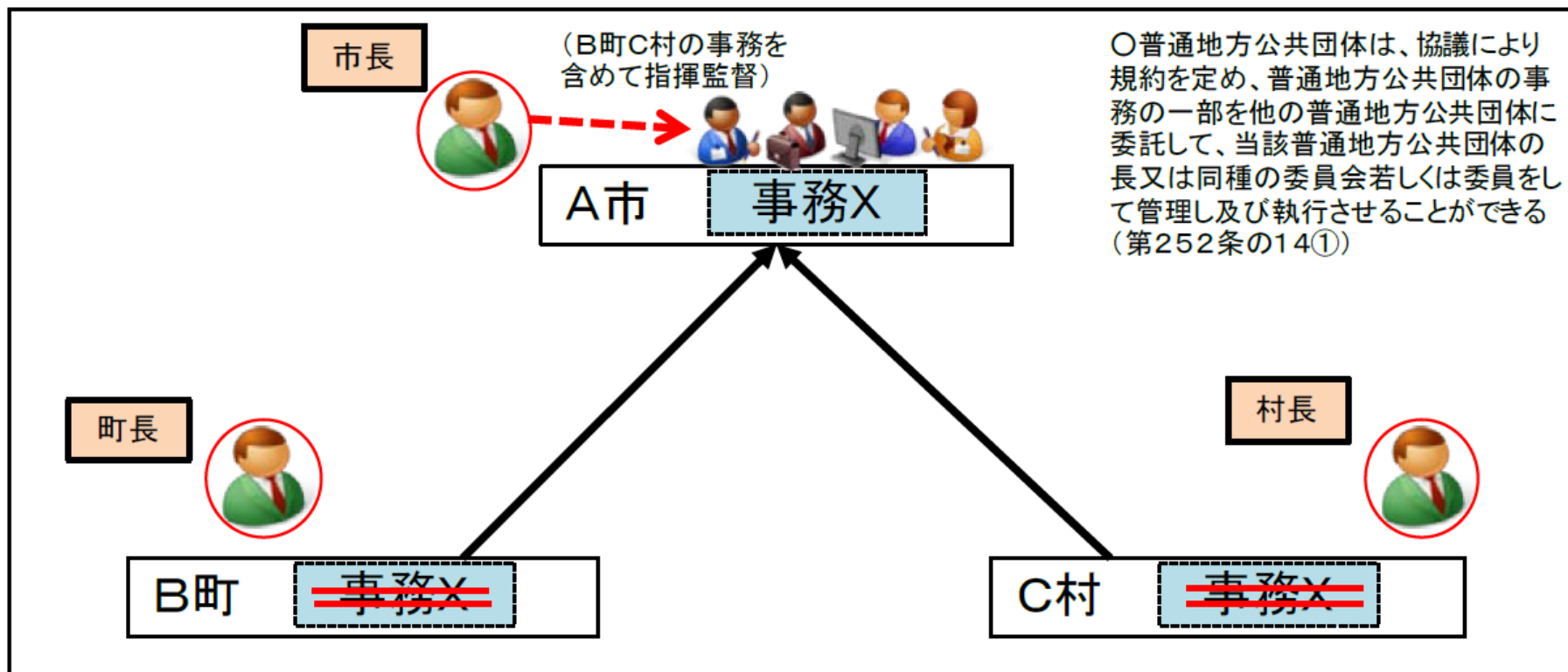
地方自治法第252条の7～第252条の13

○ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算に計上して支出する。

事務の委託

地方公共団体の事務の共同
処理の改革に関する研究会
報告書より作成



○ 根拠条文

地方自治法第252条の14～第252条の16

○ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数					
協議会	191	広域行政計画等に関するもの		視聴覚教育		消防(通信指令等)	
		31	16.2%	25	13.1%	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)		公平委員会		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	32.8%	113	28.3%	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会		住民票の写し等の交付		競艇(場外発売等)	
		1,165	20.5%	1,159	20.4%	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理		し尿処理		消防、救急	
		398	25.7%	352	22.8%	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療		介護保険(介護保険事務等)		障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	44.3%	46	40.0%	32	27.8%

平成24年7月1日現在:総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』による。

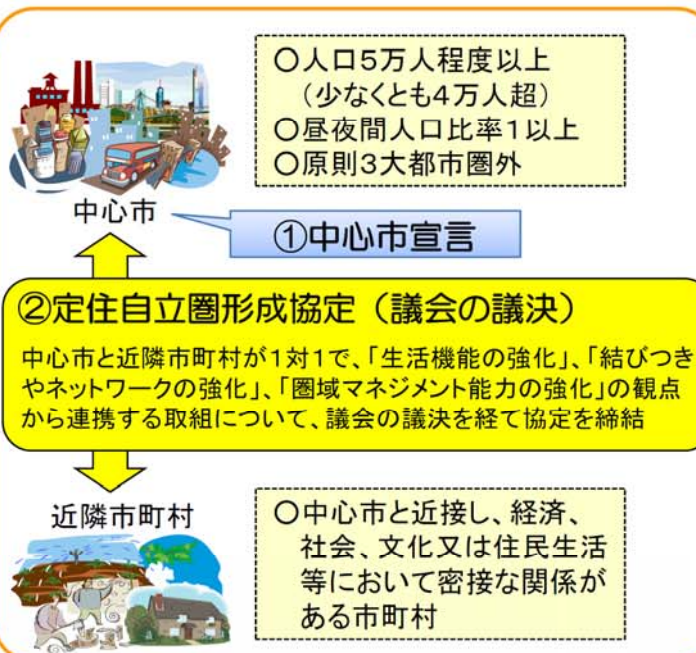
中心市と近隣市町村との連携

○ 定住自立圏構想

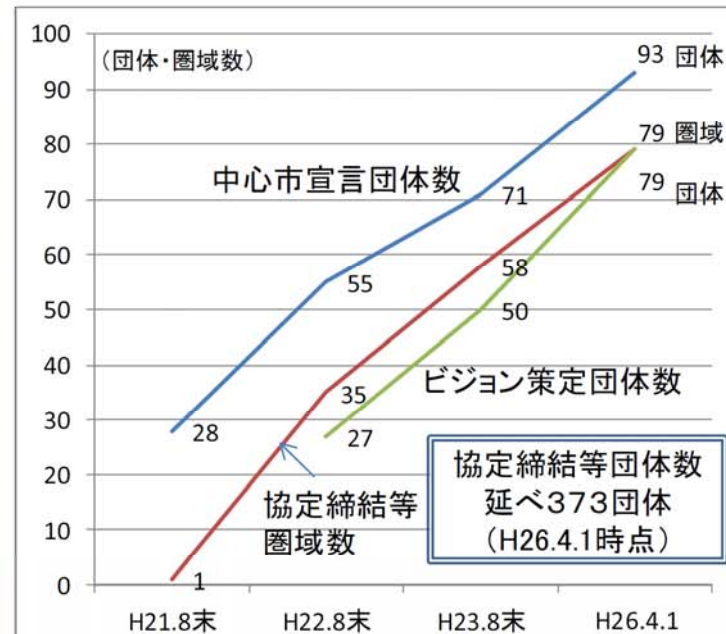
基本的考え方～集約とネットワーク化

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

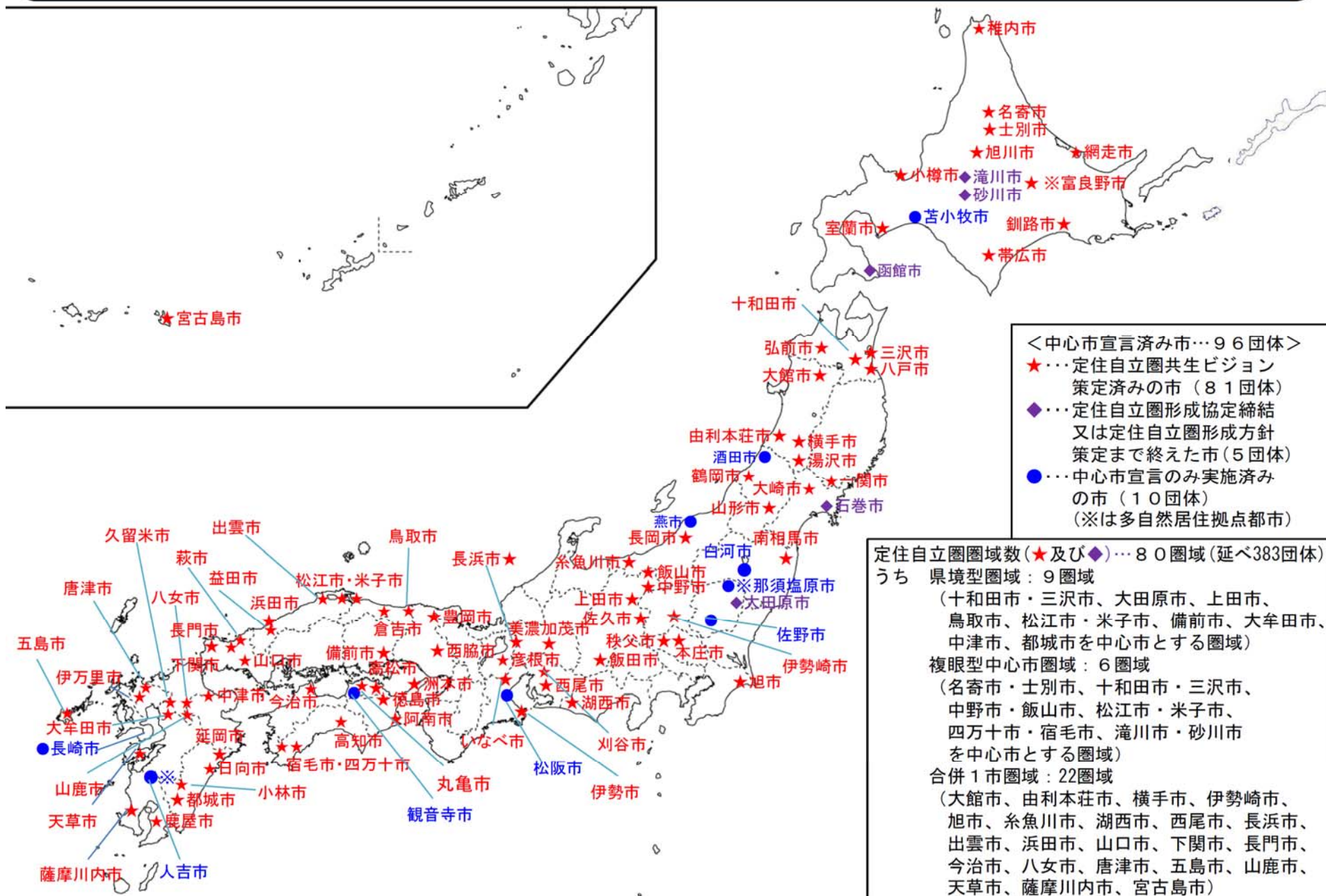
定住自立圏形成へ向けた手続き



定住自立圏構想の取組状況



定住自立圏構想の取組状況（平成26年9月1日現在）



2

②基礎自治体の行政サービス提供体制～人口減少社会(平成60年(2048年)に1億人を下回ると予測)において も人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成～

◎ 新たな広域連携

地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

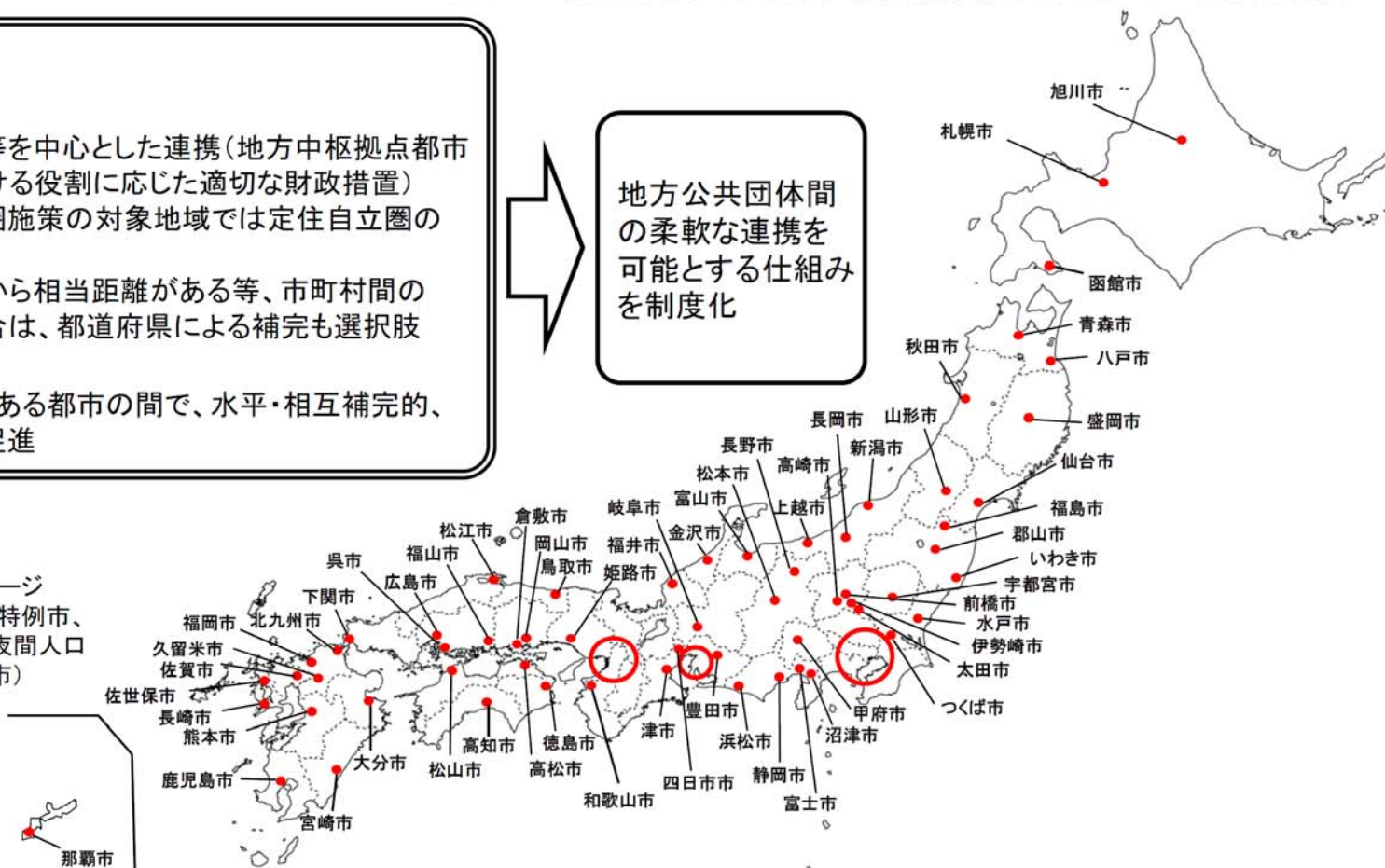
三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

地方公共団体間の
柔軟な連携を
可能とする仕組み
を制度化

○ は、三大都市圏

- は、地方中枢拠点都市のイメージ
(地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市)



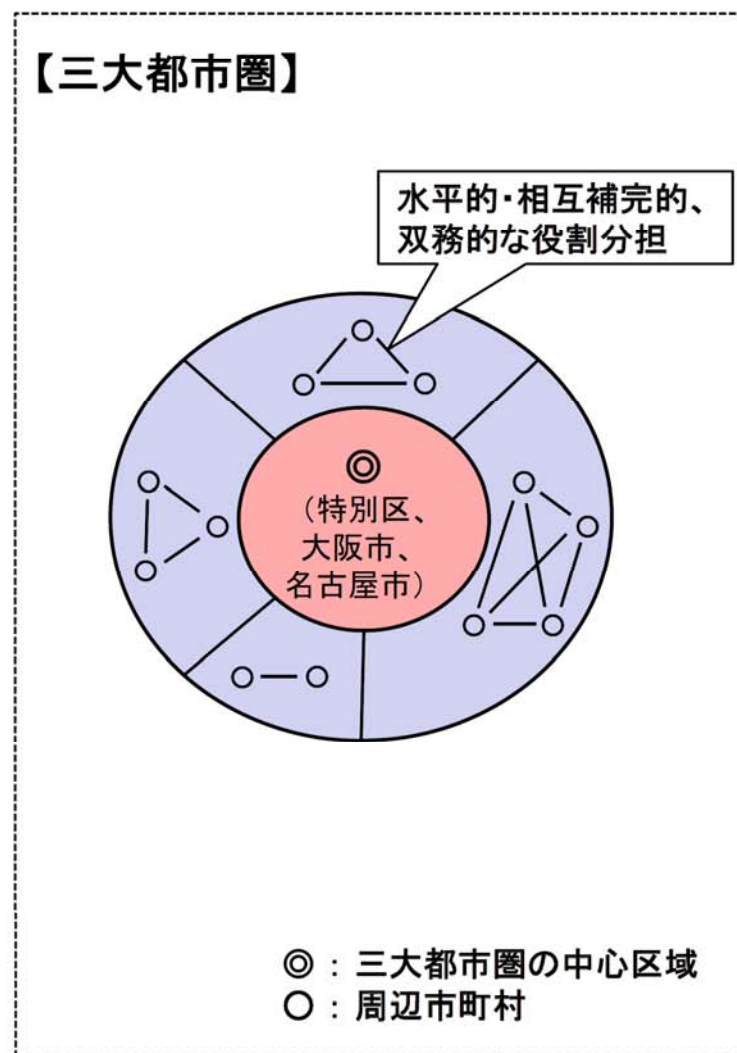
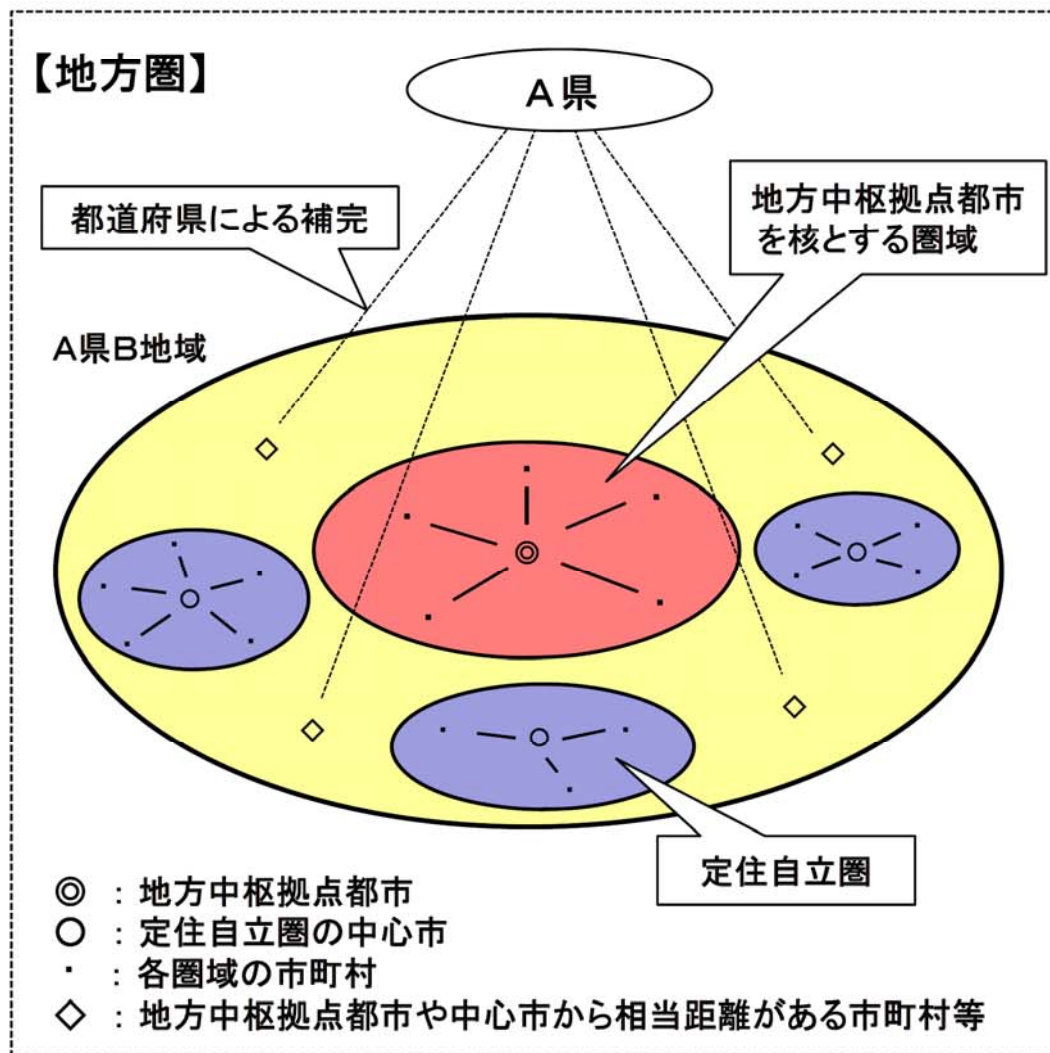
◎「平成の合併」後の基礎自治体

- ・合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門職員の不足等の課題も存在
- ・合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- ・自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県による補完)



新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交))

地方圏

- ・ 「**地方中枢拠点都市**」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では**定住自立圏**(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
- ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢

三大都市圏

- ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

国家間の条約のように、**地方公共団体間で「連携協約」を締結**できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- ・ **産学金官民の連携によるシティリージョンも推進。**

※ 地方自治法改正案を今国会に提出し、5月23日に成立、5月30日に公布。

地方圏

地方中枢拠点都市(圏)

- 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。

※ 地方中枢拠点都市の要件: ⑦政令指定都市、新中核市(地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定)、④昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

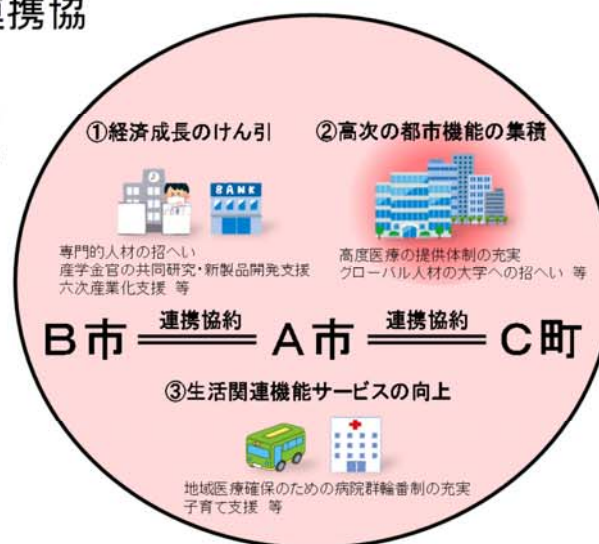
③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して**地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。
今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、地方財政措置の詳細について具体化。

※ ③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- 地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが**定期的に協議**すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。



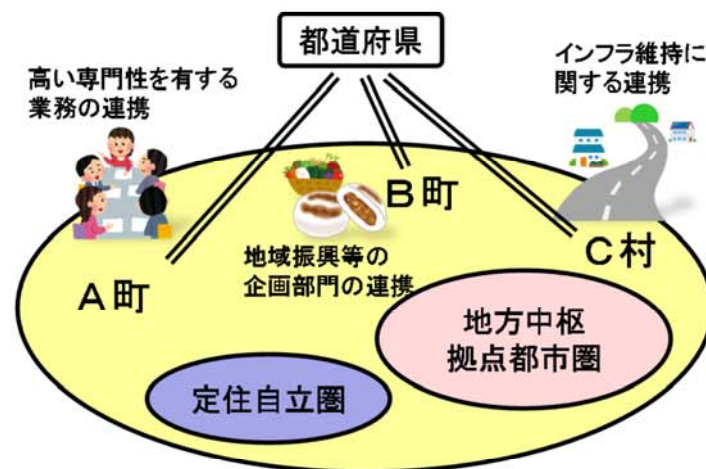
定住自立圏

- 人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域の取組を、地方中枢拠点都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。
- 医療・福祉、公共交通、経済活性化の取組について財政措置を拡充。

地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

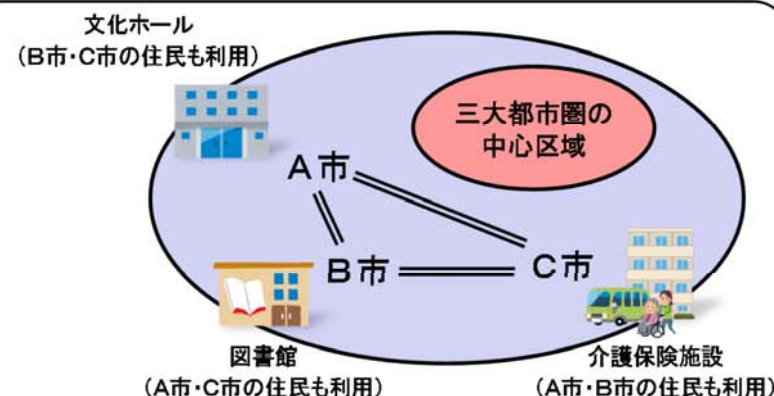
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- 専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等について、地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議して「連携協約」に記載。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携が進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である公共施設や介護保険施設のあり方等について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。
- 平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証し、支援措置のあり方についても検討。



地方自治法の一部を改正する法律の概要

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申（平成25年6月25日）を踏まえ、指定都市について区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとするほか、中核市制度と特例市制度の統合、地方公共団体が相互に連携する際の基本的な方針等を定める連携協約制度の創設等の措置を講ずる。

2. 中核市制度と特例市制度の統合

- ・ 特例市制度を廃止し、中核市の指定要件を「人口20万以上の市」に変更するとともに、現在の特例市に係る必要な経過措置等を設けることとする（第252条の22第1項、旧第2編第12章第3節、附則第3条等関係）

3. 新たな広域連携の制度の創設

○ 「連携協約」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする（第252条の2関係）
- ・ 連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする（第251条の3の2、第252条の2第7項関係）

○ 「事務の代替執行」制度の創設

- ・ 普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができることとする（第252条の16の2～第252条の16の4関係）

4. その他

- ・ 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例を創設する（第260条の38、第260条の39関係）

5. 施行期日

- ・ 1は公布日から2年以内で政令で定める日、2、4は平成27年4月1日、3は公布日から6月以内で政令で定める日

第30次地方制度調査会答申を踏まえた地方中枢拠点都市のイメージ

● は、地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市^(注1・2)

○ は、三大都市圏

(注1)人口及び昼夜間人口比率は、原則として平成22年国勢調査による。

(注2)昼夜間人口比率については、平成11年4月1日以降に合併した市であって、合併前の直近の国勢調査において人口最大の旧市の昼夜間人口比率が1以上の市を含む。

